

平成29年6月20日現在

1. 商品名 (愛称)	定期積金 (スーパー積金)
2. 販売対象	■法人および個人の方。
3. 期 間	■12ヵ月以上60ヵ月以下
4. 預 入	
(1) 預入方法	■定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
(2) 預入金額	■1,000円以上
(3) 預入単位	■100円の整数倍
5. 払戻方法	■満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
6. 利 息	
(1) 適用金利	■固定金利 ■契約時に証書 (通帳) に表示する約定利回りを満期日まで適用します。
(2) 給付補填金の支払方法	■給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	■給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税 金	■個人の方の給付補填金には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ■法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	■普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	■初回払込日からご解約日の前日までの期間についてご解約日の普通預金の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。
11. 金利情報の入手方法	■金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。(9時~17時) 電話:フリーダイヤル0120-350-452 F A X:0942-33-7193、 eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)または九州北部地区しんきん相談所(9時~17時、電話:092-281-5363)にお申し出ください。
13. その他参考となるべき事項	■払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ■満期日以後のお利息はご解約日における普通預金利率により計算します。 ■預金保険制度の付保対象ご預金です。元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となっております。当金庫に複数の口座がある場合には、それらのご預金元本を合計して、1,000万円までとのお利息が保護されます。